

第 40 号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件  
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年 1 月条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) こども家庭センター相談支援業務手当

第 3 条第 10 号及び第 11 号を次のように改める。

(10) 感染症予防業務手当

(11) 削除

第 6 条中「若しくはこども家庭センター」を削る。

第 7 条を次のように改める。

（こども家庭センター相談支援業務手当）

第 7 条 こども家庭センター相談支援業務手当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で一時保護、相談、指導、判定及び調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額 1,000 円とする。

第 13 条及び第 14 条を次のように改める。

（感染症予防業務手当）

第 13 条 感染症予防業務手当は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項に規定する一類感染症、同条第 3 項に規定する二類感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症のうち規則で定めるもの及びこれらに準ずる感染症として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の発生の予防及びまん延の防止に係る業務のうち次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、日額 300 円とする。

(1) 感染症の患者又はその疑いがある患者（以下「患者」という。）に接して

行う業務

(2) 感染症の病原体に汚染され，又は汚染された疑いがある場所又は物件の消毒その他処理業務

(3) 前2号に準ずる業務として規則で定めるもの

#### 第14条 削除

附則に次の3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例)

3 第13条の規定にかかわらず，当分の間，新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事する職員に対し，感染症予防業務手当を支給する。

4 前項に規定する手当の額は，第13条の規定にかかわらず，日額3,000円（心身に著しい負担を与えると認められる業務であって規則で定めるものに従事する場合にあっては，日額4,000円）を超えない範囲内において規則で定める額とする。

5 第36条の規定にかかわらず，同条第1項（第5号に係る部分に限る。）及び第4項の規定により支給することとされる消防職員手当は，附則第3項の規定による感染症予防業務手当の支給を受ける職員には，支給しない。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は，令和2年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3項から第5項までの規定は，令和2年2月1日から適用する。

3 改正後の条例第3条第4号，第6条及び第7条の規定は，令和2年4月1日から適用する。

(こども家庭センター相談支援業務手当の内払)

4 改正後の条例第7条の規定を適用する場合においては，この条例による改正

前の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例第6条又は第7条の規定に基づいてこども家庭局こども家庭センターの職員に支給されたケースワーク業務手当又は児童保護業務手当は、改正後の条例第7条の規定によるこども家庭センター相談支援業務手当の内払とみなす。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の内払)

- 5 改正後の条例附則第3項から第5項までの規定を適用する場合には、第36条第1項(第5号に係る部分に限る。)及び第4項の規定に基づいて職員に支給された消防職員手当は、改正後の条例附則第3項の規定による感染症予防業務手当の内払とみなす。

#### 理 由

感染症予防業務手当を新設する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 児童保護業務手当

(5)～(9) 略

(10)及び(11) 削除

(12)～(36) 略

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、福祉局保護課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、保健センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(児童保護業務手当)

第7条 児童保護業務手当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で保護児童の指導、観察及び養護業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額250円とする。

第13条及び第14条 削除

(4) こども家庭センター相談支援業務手当

(10) 感染症予防業務手当

(11) 削除

(こども家庭センター相談支援業務手当)

第7条 こども家庭センター相談支援業務手当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で一時保護、相談、指導、判定及び調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額1,000円とする。

(感染症予防業務手当)

第13条 感染症予防業務手当は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

ものに従事する場合にあつては、日額4,000円)を  
超えない範囲内において規則で定める額とする。

5 第36条の規定にかかわらず、同条第1項(第5号に係る部分に限る。)及び第4項の規定により支給することとされる消防職員手当は、附則第3項の規定による感染症予防業務手当の支給を受ける職員には、支給しない。